

# 健康増進事業に関する情報連携概念図

番号法及び健康増進法の改正を踏まえ、令和4年6月より健(検)診情報の他自治体との情報連携を、下記のとおり行う。

1. 保健情報システム、団体内統合宛名等システムによる新宿区自治体中間サーバーを介した情報照会
2. 保健情報システム、団体内統合宛名等システムによる新宿区自治体中間サーバーを介した情報提供

## 保健情報システム、団体内統合宛名等システム、新宿区自治体中間サーバーを介した健康増進法による各種健(検)診の連携(照会・提供)

各種がん検診、歯周疾患健診、  
肝炎ウイルス健診、骨粗しょう  
症健診結果データ

### 新宿区

#### 1. 情報照会

③ 健(検)診情報結果  
の確認

団体内  
統合宛名等  
システム

① 健(検)診情報の照会

② 健(検)診情報の提供

#### 2. 情報提供

② 健(検)診情報の連携

団体内  
統合宛名等  
システム

① 健(検)診情報の照会

③ 健(検)診情報の提供

保健情報システム  
(データ管理)

### 地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)

自治体中間サーバー  
プラットフォーム

新宿区  
自治体中間  
サーバー

情報提供ネットワーク

L  
G  
W  
A  
N

・国や他自治体と送受信する情報項目は、番号法で認められているもののみ。  
・個人を特定できる情報は、国や他自治体との送受信を行わない。

国や他自治体との情報の送受信には、専用のネットワーク回線を利用し、インターネットとの接続はない。

